

令和8年度

徳島県市町村総合事務組合一般会計予算書

令和8年度徳島県市町村総合事務組合一般会計予算

令和8年度徳島県市町村総合事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用

令和8年2月20日 提出

同日原案可決

徳島県市町村総合事務組合

管理者 古川保博

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 負担金		3,934,423
	1. 市町村負担金	3,934,423
2. 消防基金支出金		209,500
	1. 消防基金交付金	209,500
3. 財産収入		45,000
	1. 財産運用収入	45,000
4. 繰入金		540,700
	1. 特別会計繰入金	5,500
	2. 基金繰入金	535,200
5. 繰越金		10,000
	1. 繰越金	10,000
6. 諸収入		60,377
	1. 預金利子	2,000
	2. 雑入	58,377
歳入合計		4,800,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		9 5 8
	1. 議会費	9 5 8
2. 総務費		1 3 6, 1 7 3
	1. 総務管理費	1 3 5, 9 8 6
	2. 監査委員費	1 4 4
	3. 情報公開審査会費	5
	4. 個人情報保護審査会費	5
	5. 行政不服審査会費	5
	6. 行財政運営審議会費	5
	7. 退職手当審査会費	5
	8. 消防公務災害審査委員会費	5
	9. 非常勤職員認定委員会費	5
	10. 非常勤職員審査委員会費	5
	11. 業務運営研究委員会費	3
3. 事業費		4, 4 5 5, 9 5 2
	1. 給付費	4, 4 5 5, 5 5 2
	2. 調査費	4 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
4. 消防基金掛金		1 5 5, 2 9 7
	1. 消防基金掛金	1 5 5, 2 9 7
5. 公債費		5 0 0
	1. 公債費	5 0 0
6. 諸支出金		4 5, 1 2 0
	1. 基金費	4 5, 1 2 0
7. 予備費		6, 0 0 0
	1. 予備費	6, 0 0 0
歳 出 合 計		4, 8 0 0, 0 0 0